

延暦寺の山僧と日吉社神人の活動(1)

豊田, 武 / TOYODA, Takeshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

16

(発行年 / Year)

1974-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010927>

延暦寺の山僧と日吉社神人の活動 (一)

豊田 武

社寺の社会的活動として、とりわけ注目されるのは、延暦寺の山僧と日吉社の神人の経済活動である。叡山の領有する莊園が全国にまたがり、巨額の年貢が叡山に運び込まれることを思えば、叡山を中心とする消費経済が中世の社会にあたる影響は予想以上のものであり、したがって、またこれを背景とする山僧や神人の活動にも目ざましいものがあったことが想像される。しかしこれを正面から取りあげた論文は意外に少ない。ここでは山僧および神人の各方面における活躍、とくに金融活動について考えて見たい。

一、山僧の構成

延暦寺が東塔・西塔・横川の三塔を整備し、十六谷の制を確立したのは、十世紀の末良源のころと思われる。やがて十一世紀の中ごろ、皇族や貴族の子弟が寺内に特定の院坊をかまえて居住するに至って門跡が形成され、その中大原三千院門跡(梶井)・栗田口青蓮院門跡、竹内曼珠院門跡・山科毘沙門堂・大佛妙法院門跡等の五箇門跡が多数の子院と寺領莊園を領有して一山にのぞんだ。『源平盛衰記』は、平安末の叡山の僧徒を、学生三千、堂衆三千と称している。

叡山の僧団は、古来上方・中方・下僧の三階層にわかれていた。山門再興以後の状態を記した『天台座主記』慶長五年の「当今出世制法」を参考にして、鎌倉・室町時代の山徒の組織について概観しておきたい。

まず上方は学生・学匠・学侶などとよばれ、衆徒というのも多くはこの階層をさしていた。しかし右の制法によると、厳密には、衆徒・山徒・寺家執当・四至内の区別があった。衆徒というのは、すべて山上の僧房に常住して妻帯せず、研究・修禪にのみ生きる「清僧」学生である。それらの多くは皇族・貴族の出身で、幼にして稚児として入山し、修練をつ

み、器量しだいで五階の僧位を経て、阿闍梨・内供奉・堅者・註記となり、さらに已講・擬講・證義・探題に昇進し、僧綱にも任ぜられる途があたえられていた。天台座主もこの人々からえらばれた。

これに対し、山徒は、はじめみな清僧で、衆徒と同位同格であったが、中世以来妻帯するようになったので、衆徒と区別して山徒と称した。山僧として借上とならび称されたものにはこの山徒が多い。このうち山徒の頭を「使節」と呼び、山門と公家・武家の間を連絡斡旋するを職とし、護正院・南岸坊・金輪院・杉生坊・円明院などが、この使節家として威令をもっていた。四月の祭礼には、未日にこの使節が式人づゝ素絹を着し、大刀をはいて渡った。応安四年（一三七五）青蓮院方の円明房憲慶は、近江国仰木荘の奉行として合戦の大將となり、月輪院・金輪院・杉生等とともに、妙法院門徒行泉坊の兵と戦っている。（祇園執行日記）永和三年（一三七七）七月、月輪院側は一万の衆徒をもって、金輪院の徒三千を攻め、その城郭を包囲した。（後愚昧記）これなど山徒の有力者が、興福寺の衆徒、国民のように、しだいに領主化しつつあったことを物語るものであらう。

つぎに「中方」といわれる階層は、別に「堂衆」ともいい、聖名または国名をもっている。その多くは衆徒清僧の召仕侍などの身分から出家して清僧となったが、十一世紀のはじめ学生が下層の法師原等を用いて、強訴や派閥争いに終始し、仏堂の勤行を堂衆にまかせたため、しだいに勢をまし、妻帯して、衆徒の末席に列し、学生に対して、しばしば対立、抗争した。源平盛衰記四には、

そもそも堂衆と申すは、本学匠召仕ひける童部の法師に成りたるや、もしくは中間法師などにて有りけるが、金剛寿院の座主覚尋僧正御治山の時より三塔に結番して、夏衆と号して花奉りし輩なり、近來行人とて山門の威に募り、切物寄物責めはてり、出し挙げ借り挙げ、入りちらして徳付、公名付きなどして以ての外に過分に成り、大衆をも事ともせず、師主の命を背き、斯様に度々の合戦に打勝って、いとど我慢の鋒をぞ研ぎにける。

とある。近世になると、堂衆は、山上の堂塔伽藍や灌室などにおける法務や法儀の運営にあたった。

下僧の階層は、「法師」または「法師原」と呼ばれる下法師で、すべて妻帯していた。建久七年（一一九六）六月、平知盛の遺子が徒党を集めて早朝一条の藤原能保を襲わんとしたときは、法性寺・清水・白河辺の法師原を糾合した。（明月記）法師原のうち、えらばれて諸堂の公役を勤める者を、公人と称し、三塔それぞれの公人の上首を「三院別当」

と言ひ、その中から「寺家専当」が選ばれて、公人衆を統率した。公人の勤める役名は、出納・庫主・政所・専当であり、山上山下の警備・取締など、すべてこの公人の担当となっており、近世になると、山徒の使節家も公人と云われるなど、呼称の内容もひろがったようである。平安末期以来、山門が賦課する諸役を怠る場合、公人が出かけて、これを誼責・検封するのが例であつた。永仁元年（一二九三）十二月、醍醐の菩提寺がその田一町一反を質に入れて、日吉上分の錢八十貫を借りたとき、「難澁せば、山門の公人をもつて誼責せらるべし」と記されている。（醍醐寺文書四）

山徒と神人が日吉神物借出の名をもつて、強引な高利貸をおこなつた蔭に、この山門の公人の出動があつたのである。朝廷は応安三年（一三七〇）、洛中における山門公人が、「負物誼責と号して、洛中所々の煩を成し、あまつさえ禁裏仙洞の咫尺を憚らず、卿相雲客の住宅に乱入し、種々の悪行を憚らなかつた」ことを理由として、幕府にその取締りを命じている。（花營三代記・追加法一〇五条）山門公人の京都市中における威力は、このころからしだいにおとろえて行つた。

二、日吉神社の神人

神人の成立 有力な神社には、古くから俗体をもつて神社に奉仕し、祭儀その他の雑事につとめるものがあつた。神賤の系統をひくものもあり、平安時代にはこれを神民（じん）といひ、鎌倉以後は、神人（じん）と呼ぶことが多くなつた。^{（一）}この神人は、平安末から鎌倉にかけて、神興や神木をかついで、僧兵とともに、朝廷に強訴した。その一方、彼等は身分を保証されて種々の營業に従事し、ゆたかな資金をもつて高利貸に従事した。

この神人は、平安の中期以降、社寺領の増加とともにその数を増加したが、その理由の一つに律令政府が、神社の造営や祭祀に関する負担を、一般農民にかけることができなくなつたことが挙げられる。神社は膨脹する神領の経営と神事の執行に、特定の奉仕者をおき、これを兄部によつて統率することを必要としたのである。

山門日吉社では、長治三年（一一〇六）三月近江の眞御人ならびに高家莊園寄人公民等の日吉社ならびに愛智新宮の神事を勤める人々の交名を注進し、供御人の宮道重忠が日吉社の神事をつとめないことを官に訴えた。^{（二）}近江の国の人々は、国宣によつて余社の神事を勤めるが、日吉社より差定される神役はこれを怠らないのが例であるといふのである。これに對し、愛智郡鵜飼（うかい）供御人は解を捧げ、愛智郡平流郷に日吉保が成立して以後、開墾が進み、二百余町、神民は二百余人にも

なっている。従来国宣によって差し定められていた日吉社の神事勤仕人は、日吉社領の成立とともに、日吉社が自身でその所領内の田堵百姓の中から差し定めるようになった。それなのに、宮道重忠に差定したので、その停止方を国に申請していたところ、さらに供御人の恒安に差定したのは、許されない。と言いたてた。結局どのようになったか、わからないが、日吉社が神事奉仕のために神人を設定したことはたしかである。

神人の組織 日吉山王の七社は、東本宮と西本宮の二系統にわかれる。東本宮（小比叡神）は、荒魂をまつる奥宮の牛尾宮（八王子社）と三宮、山麓の東本宮（二宮）と撰社の樹下宮（十禪師社）の四社、西本宮の大宮は、大比叡と呼ばれ、天智天皇の発意にもとづいて、大和の三輪山の神を移したもので、撰社の宇佐宮（聖真子権現）と白山宮（客人宮）を加えて三社から成り立つ。平安末期になると、山王七社のほかに「中七社」「下七社」といった撰末社群が増えて、世に山王二十一社などと称されるような大規模な発展を見せた。こうして比叡山上の三塔十六谷に設けられた、それぞれの鎮守山王社や坂本の村々に点在する諸社をあわせると、一時は二百十六社とも数えられる程であった。

延暦寺はさらに他の有力寺院と同様、全国の荘園に鎮守の日吉社を勧請し、寺領の統制を物心両面からおこなった。これらは元応元年ごろ二十ヶ所にもおよぶ日吉社荘園とともに、山王の信仰を津々浦々にひろげて行った。日吉社領の場合、社領の年貢の一部は、必ず日吉社の行事や祭祀の費用にあてられ、料所として日吉上分田とか、日吉社の仏事を修する彼岸所の料といった名目の土地が指定された。若狭国では、名田荘で、この荘の年貢十七果が正嘉二年（一二五八）以前に、日吉上分にあてられていたが、（大徳寺文書二）元応元年（一二一九）にはその得分は小比叡社神主肇昌の知行下におかれ、十禪師宮季節御供、御油料所とされていた。前河荘でも、応保二年（一一六二）に、社家は年貢の一部を毎月三ヶ度神膳、長日大般若経転読用途に、さらに仁安三年（一一六八）には、「毎月朔幣大宮□□院飯至廿七社神菜院飯」にあてている。⁽³⁾（金沢文庫古文書追加篇）

山門や日吉社にあつては、さらに日吉の本社や地方の荘園内末社に神人を置き、これを座に編成して、神事の奉仕にあたらせた。文和四年（一一三五）十月九日付座主宮令旨に、「日吉社諸座神人並寄人等」とあるのは、（天台座主記）これを物語っている。地方の農民の中には、山門の権威をかりるため、進んで日吉社の神人となるものが少くなかったが、山門としても勢力拡張のために荘民を強制的に日吉社の神人とするものがあつた。

新日吉社領であった若狭倉見荘では、嘉禎元年（一二三三）のころ、日吉神人拒捍使の代官大和房が乱入し、「三川浦海人等」を日吉社神人とし、任符を土民の住宅に捨て置いたといわれる。（大音文書六 嘉禎元年十二月十五日延暦寺政所下文亨）宮河保においても、天福元年（一二三三）のころから、嘉禎にかけて、山僧筑前房宗俊が荘民に「日吉兼帯神人」の任符をあたえ、日吉神宝を立て置き、大谷村・矢代浦を割り取るうとする動きを示している。（座田文書）この二つの例によっても、山僧と日吉神人の活動が活潑であったことが知られる。

日吉社の神人はそれぞれ所屬する神社の名によって、十禪師宮神人・聖真子神人・客人宮神人などといわれ、その神社の祭礼に御供を献納するをならいとし、他の課役をまぬかれた。元徳二年（一二三〇）八月、近江浅井郡田根庄七郷の住人は、客人宮一円の神人として、竹生島の蓮花会を勤仕しない由を申立てたが、これは山門無動寺の集会で否定された。

日吉社の祭礼の中、賀茂社とならんで有名なのは、四月の午・未・申・酉の四日間にあつておこなわれた大祭である。午の日の神事は、東本宮系の御鎮座神事で、奥宮の荒魂を大津にある大政所と称する御旅所に移す祭りであった。翌未の日には、花渡りがおこなわれ、酒・燈油・油・菓子等種々の御供が京都から大政所の神輿に捧げられる。これを未の御供という。建永二年（一二〇七）六月、若狭の加茂安守は、日吉社左方御供所神人職補任状によって、「四月末日御供神人職」に補任せられた。（若狭漁村史料所収大音文書）康永二年（一二四三）十一月には、未日菓子座神人たる塩小路烏丸屋の二人の子に祇園社より差符がおこなわれたが、兩人共禪僧の故をもってこれを辞している。（祇園執行日記）南禅寺の塔頭真乗院に、応仁元年四月および文明五年四月の未の日に酒や油を供進する神人の交名を注進したものがあ⁵る。このうち応仁元年（一四六七）のものを次に挙げておく。

一、註進 日吉社末日右方御酒一膳座神人交名帳事^合

兄部松寿丸

僧圓慶 上北小路町南西頰諸板戸通在之

前竹戸
臨切戸在之

俗祐吉 鷹司西洞院北東頰

//

福市丸 鷹司富小路西南頰

尼祐珍 四条坊門町西北頰片板戸通在之

//

延暦寺の山僧と日吉社神人の活動（豊田）

俗式部丞 高辻東洞院北西頬

沙弥道悟 一条堀川西南頬築地内諸真戸通在之

僧定嚴 緩小路東洞院南東頬片真戸通在之

俗定圓 春日京極北西頬面築地諸織戸二重在之
脇切戸通在之

俗秀吉 三条油小路南東頬片板戸通在之
前竹戸脇切戸在之

俗祐光 四条烏丸南東頬諸板戸通在之

俗秀貞 勘解由小路烏丸北西頬片板戸通在之

沙弥民部入道大宿直正親町北頬諸真戸通在之

已上

右大概註進如件

応仁元年卯月 日 松寿丸 押花

二、註進日吉社未日右方御油座神人交名帳事

合 兄部竹夜叉丸

僧宗賀 大炊御門高倉北西頬諸真戸
前竹戸脇切戸在之

僧圓俊 鷹司油小路西北頬片板戸通在之

僧定舜 同宿千夜丸 今小路万里小路南東頬片板戸通在之

僧祐元 鷹司高倉西北頬諸織戸通在之

俗益重 五辻大宮南東頬片板戸通在之
前竹戸脇切戸在之

俗祐定 鷹司室町西北頬諸織戸通在之

俗益定 冷泉高倉東北頬片板戸通在之

俗孫五郎 樋口西洞院南西頬片織戸

松若丸 春日烏丸南西頬片織戸

僧重舜 上柳原室町北東洞片板戸通在之

俗尾崎 上北小路出雲路南西頬諸開戸通在之

俗祐深 冷泉室町北東頬面築地門諸織戸

僧定有 冷泉油小路南西頬片板戸二重在之

俗慶定 押小路西洞院南西頬片板戸通在之

俗盛祐 三条万里小路西南頬

俗宗次 勘解由小路高倉南東頬面築地

俗祐宗 御霊辻子東南片板戸通在之

已上

右大概註進如件

応仁元年卯月

日

竹夜叉丸

押花

三、註進

赤山社宣旨免左方莊殿供神人交名帳事

合 兄弟部左兵衛尉源宗吉

俗祐賢 三条烏丸北西頬諸真戸

前竹戸
脇切戸在之

尼智祐 近衛猪熊西南頬諸板戸

〃

俗祐吉 春日猪熊南西頬諸真戸

〃

俗兼重 武者小路室町西北頬片板戸

〃

俗定祐 北畠瓦屋東北頬諸板戸

脇切戸在之

延暦寺の山僧と日吉社神人の活動（豊田）

尼宝聚 二条万里小路北西頬片板戸

前諸竹織戸
脇切戸在之

俗五郎次郎 鷹司猪熊南東頬片板戸

前片板戸在之

俗信真 上北小路大宮西北頬

〃

俗祐秀 一条京極西南頬諸織戸通在之

〃

僧長祐 五条坊門東洞院西南頬片開戸通在之

〃

僧春祐 二条室町南東頬諸織戸通在之

〃

古々女 三条町南東頬諸板戸通在之

〃

俗重吉 錦小路油小路東北頬諸織戸通在之

〃

俗次郎三郎 大炊御門西洞院東南頬

〃

沙弥石部入道 綾小路京極西北頬

〃

俗宗重 五条坊門烏丸北東頬

〃

俗親重 錦小路烏丸西北頬高壁片板戸通在之

〃

僧定舜 同宿 僧舜成 僧了親
俗良高

今小路万里小路南東頬片板戸

前諸真戸竹戸脇切戸在之

尼照忍 四条坊門烏丸南東頬片板戸

前竹戸脇切戸在之

已上

応仁元年卯月

日

宗吉 押花

これによると御油座神人は、僧が六人、俗九人、児一人計十六人。その世話をする兄部は竹夜叉丸。御酒一膳座神人は、僧二人、尼一人、沙弥二人、俗六人、童子一人計十二名、兄部に松寿丸がなっている。ところがこの松寿丸は、明応二年（二四九三）四月に御油座神人の兄部として、八百七十文を納めているから、兄部は特定の座に専属のものではないらしい。兄部の上に惣兄部があった。

註進 日吉社末日右方神人交名帳事

合

千喜久丸

楊梅西洞院
西北頼

右註進如件

物兄弟

応仁元年卯月十五日

千菊丸
押花

天正十三年四月の祭礼には、惣兄部の千菊丸が未御供を中門廊に持参し、加持の間神供棚をかついで庭上を三遍まわった。(天台座主記) 千菊丸は世襲でもあろうか。

なお真乘院文書には、右にあげたような赤山社宣旨免左方莊嚴供神人の交名帳がある。赤山社は山城国西坂本、修学院口にある天台の鎮守である。この神人は、源宗吉を兄部とし、僧三人、尼二人、沙弥一人、俗一人、女子一人計十八人のグループである。これが末日の神人であるかどうかはわからないが、いずれにしてもこの三通の交名帳は、京都の土倉が十数名づゝ座をなして、日吉社の神人となり、その神事に奉仕していたことを語るものである。応仁元年四月十五日惣兄部千菊丸の注進によると、弘長・永仁・建武等の勅裁、令旨等の旨にまかせて、当神人には日吉の馬上役をかけないことになっていた。

申の神事は、大比叡神(西本宮)の御鎮座神事である。七社の神輿は、未の祭礼の翌日、坂本の本宮から大津に設けられた祭礼の惣政所に渡御するが、この惣政所に選ばれるのは大己貴命おほみかみの降臨を迎えた宇志丸の子孫で、生得の神人しやうとくまたは生得の長者といわれるものであった。⁽⁶⁾神輿ははじめ大櫛であり、生得長者は、松本平野明神の神人一人とともに、これを坂本まで迎えるのを例とした。文永五年八月十七日、大津生得神人盛政・景範・範親は、山田・矢橋渡のことで争い、門跡の力者のもとに預けられたため、翌日数百人の神人が力者の住宅に乱入したことがあった。(天台座主記)

大津にある惣政所に大櫛乃至神輿が往還する途中、唐崎に船を進めて、粟飯の御供を献進するのが、松本の隣郷膳所粟津の神人であった。粟津には中庄・別法宮町・膳所・木下・高木西庄の五保あり、その中の中庄が日吉神社領であった関係がひろげられ、五ヶ保にそれぞれ日吉社が祭られていた。この関係で五ヶ保の住民は早くから粟津五所社の神人とも、五ヶ保の神人ともいわれ、当屋を定めてこの神供を調進した。日吉の祭神大己貴命が、大津の八柳浜に現われたとき、大

津西浦松本の漁師田中恒世がその舟にのせ、舟の中で粟の餅をふるまい、大津浜に奉迎した由緒によるといわれる。粟津の地名もこれから起るといふ。こうして貞応二年の糴天記にも、三輪神が宇志丸を祝部とし、子々孫々召仕い、永く氏人とし、恒世の末葉を大津神人としたことが記されている。(統群書類従神祇部)

日吉社では、また五月五日の節供に小五月会が催され、競馬がおこなわれた。弘仁十年の五月五日託宣によって始められたといわれるが、神事として定着したのは寛和二年(九八六)であり、天正の頃には断絶した。(日吉社神道秘密記)馬に乗り、櫓を捧げて参拝するため、馬上役という。三代制符には、「稻荷日吉祇園三社祭のとき、潤屋之賤民をもつて、本社祭頭を差し、これを馬上と称す。」とある。この小五月会の馬上役は、右方と左方にわかれ、左方は京方、右方は田舎方として、江州人の器用を選んでこれにあて、とくに大津・坂本の神人に差定することが多かった。承久三年近江小幡の住人宇惣案主なるものが、日吉社小五月会の右方馬上役を対捍したため、院宣によって、これを親類に懸けて沙汰させた。(華頂要覧)承元二年(一一〇八)十一月十四日、囚人柏木五郎の次男貞次は日吉社明年五月会馬上役人として、差定されたため、父の罪科をゆるされて此役をつとめた旨を社家に訴え、社司もまた貫首に取りついたので、神事を重んずる意味から、忽ちその罪を免ぜられることになった。(吾妻鏡)この頭役が如何に重要なものであるかがこの一事によっても察せられる。貞和四年(一一三四)六月、山門の衆徒は、この馬上役は一度差定したあとは改動の例なく、保延の官符以来の定として厳守されていたが、当年の右方馬上役を、江州南北郷次郎左衛門の差定を破ったについて罪せられたいと訴えた。馬上役の差定を拒否するものがしだいに多くなって来たのである。(新大津市史一七九頁)

左方の場合、京都の新日吉社から坂本の本宮に渡御する御神体の櫓に、馬にのった頭人が扈從するもので、これを左方馬上役と云った。この新日吉社は、永暦元年(一一六〇)京都に創建されたもので、五月九日をその式日とし、流鏑馬・競馬などが催された。(葉黄記宝治元・五・九)文明六年五月十一日には、左方馬上在所として、御霊辻子の住人など七ヶ所が指定されている。(華頂要覧)京都では日吉祭の左方馬上役には京中の倉・酒屋・風呂・味噌屋が毎年月末に、二百三十文を納入することになっていた。文明十八年二月には、馬上役として、千余貫が納められている。『桂林集』によると、天正十三年の「神領所々事」として、

一、小五月会馬上錢 左方京中藏方出錢三千貫 山城國中差定 近代百餘年断絶 天下依乱也 右方 近江国差定二千石

とある。

十一月十五日の祭礼には、京都から「日吉右方唐鞍神人」が出た。神馬ならびに人夫は年預の沙汰である。康永二年（一三四三）十一月には六角町に住む道善法師が、祇園社の祭礼に馬上役をあてられたのを拒否し、三条富小路の正弘に差定されたが、物言いがつき、結局馬上役として二百貫を出している。（祇園執行日記康永二・十一）

なお日吉社には各社に宮仕法師みやじがあつて種々の雑用に使われていた。祇園社の犬神人と同様低い地位にあつたと考えられるが、日吉神人の貸した負物のとりたてにもあたつていた。寛喜元（一二二九）年三月に日吉二宮宮子（仕）法師が京都楊梅町辺の民家に負物をせめ、これをとがめた武士と乱闘におよび、打ち殺されたことがあつた。⁷⁾ 応安元年閏六月の南禅寺対治訴訟文書（中村直勝氏所蔵文書）には、山門の宮仕と犬神人が南禅寺に発向したことが記され、正平七年（一三五二）四月十九日の条には、山徒の賢聖房承能法師父子が百済寺の稚児とその後見の山門衆徒を殺傷した際、祇園の犬神人三十人と日吉社の宮仕六・七人に山門の公人十六・七人が加わつて承能法師の坂本の住宅を破壊した。（祇園執行日記⁸⁾

神人の営利活動 日吉社の神人と言っても、このように所属により、また祭礼の負担によつて多くの種類があり、坂本・山上・大津の東西浜に集住する外、近江・美濃その他各地に散在していた。それに共通するところは、それが平安末期より鎌倉時代、南北朝時代にわたり、叡山の権威をその身に負い、到るところに活躍していたことである。そして山僧が高利貸として活動することの多かったのに対し、高利貸ばかりでなく、種々の商品を持歩く商人として広く各地に姿を現わしていたことも、その特質と考えられる。ただ大山崎の神人が燈油を行商し歩いたような隊商的性格は少なかったし、賀茂社の神人のような海商的性格もなかった。ただ山門の権威が絶大であつただけに、山僧とならんで日吉神人の経済的活動が注意されるし、地方に分置された日吉社に奉仕する神人も、国衙の役人とししばしば衝突し、その度毎に本社との神輿が動座されることも珍らしくなかった。しかしこの神人の商業活動は、大山崎や祇園社の神人のそれにくらべて、時代的には南北朝の後半期を下限とする。その点山僧の金融活動が応仁の乱ごろまでめだっているのとは多少事情を異にする。

日吉社の神人の商業活動としては、大津坂本の住人と地方の日吉社領の住民のそれが注目される。すでに十二世紀のころ、嘉応元年の冬、尾張守になった成親が、目代の政友を尾張国に下し、美濃国に至り、杭瀬川の宿にとまったとき、山門領の平野庄の神人が楠を売りに来たのを買おうとして、値段のことから口論になり、神人はこれを山門に訴え、成親

は流罪になった。(源平盛衰記) 神人の威勢の強かったことが知られる。

正治二(一一二〇)年五月、能宗の郎従が天津の市場で、天津の神人利正と和市交易したとき、神人が絹布類を拒んで錢貨を要求したので、争論になったことなど、天津の神人には商人が相当多かったことを思わせる。

日吉社聖真子の神人の中には、鋳物師として地方を巡業して歩くものもあった。建保三年(一二二五)、阿入なるものが藏人所下文を得て、摂津渡辺の惣官職であった広階光延の職を奪った。ここに、摂関家の細工所に属していた光延は摂関家に訴え出て、その非分を阻止したが、その配下の鋳物師が、諸国からの荷を廻船に積んで泉州堺津に着船したところ、阿入がその廻船を点定し、ふたたび争いとなった。この鋳物師は日吉社聖真子の神人で燈呂供御人を兼ねるものであった。⁽⁹⁾新日吉社には鎌倉中期頃十三座御幣神人があり、その惣兄部は扇紙売買の権利をもっていた。(兼仲卿記紙背文書)

鎌倉末の正和(一一三二)年間には、越前の山門領に住み、山門の寄人になりながら、なお日吉十禅師宮にも簾を献納していた御簾神人があった。これが大乘院領坪江郷の住民によって殺害されたのは、三国湊での津料納付の争いのためでもあろうか。(大乘院文書)

湖東の平野には日吉社領が多数散在しており、いずれも日吉の末社を鎮守に仰ぎ、日吉の神人として、営業上の特権を得ていた。なかでも得珍保は、日吉十禅師社の領地であり、同時に比叡山東塔東谷仏頂尾の管領となっていた。この得珍保の住民の商業活動はもともとめざましいものであった。神崎郡小幡の商人は、日吉大宮神人の称を冠して、保内商人とその市場を争い、応永三十三年七月、保内商人の新儀を停められんことを乞い、長文の訴状を捧げたが、保内商人の力が強く、結局敗れている。応永二十五年には、蒲生郡石塔寺小里の神人が保内商人の塩および海草商売を妨げようとして山門からおさえられている。(日吉神社文書) こうなると同じ日吉社に属しながら、やはり実力の差はあったのである。

近江菟浦の住人は、永仁六(一二九七)年以前から日吉神人として、八王子社の燈油を備進していた。永仁六年(一二九八)二月付某寄進状(菟浦文書九ノ七〇一)によると、菟浦内に三宮八王子と日吉神社の分社がまつられていた。菟浦ではこれに続いて嘉元三年(一一三五)二月日指諸河の土地を山門に寄進し、いままでの日吉八王子社御油神人のほかに、日吉二宮権現の神人として、神役を勤仕することを誓った。(菟浦日指諸河百姓等契状) この年の八月大浦住人は、菟浦に侵入し、九月にはこの地に来ていた日吉聖真子社の宮仕福王を傷けた。(赤松俊秀氏「古代中世社会経済史研究」所収供御

人と惣 菅浦と日吉社との関係はその後種々の経過を経ているが、ともかく菅浦の住民が日吉神人として、その村とその営業活動の保護を山門に依頼していたことはたしかである。

粟津・橋本の漁民は、早く御厨の供御人として、京都に魚類を販売していたが、粟津橋本五箇庄の一つ中庄が山門東塔領であつた関係から、日吉社神人として山門の保護をも受けていた。応永二十一年三月と七月、内膳司の雑掌は、粟津橋本五ヶ庄松下以下の商売人が、去年四月から山門の神人と号し、新儀を構え、内膳司の催促に応じないのは、濱教雲が張本となり、山門の雑掌と同腹になつて企てたためであると申立てている。彼等は毎年の日吉祭にも粟神供を献納するのを例とした。これも商業活動に山門ことに日吉社の權威をかりた一例であらう。

応永三十四年七月、粟津石山畑郷の住民は石山郷民の加勢を得て、醍醐寺領の笠取庄に乱入し、たがいに死傷者を出した。原因は両者がその生業とした薪商売の得意先の争奪であつた。幕府の判決は、日吉社の生得神人である畑郷民が薪商売で洛中に出ることを許容し、路次で笠取庄民が狼藉に及んだならば、笠取の非違とするのである。日吉社生得神人の名によつて山門が無理を通したことになる。(満濟准后日記)⁽¹⁰⁾

注

- (1) 豊田武「中世に於ける神人の活動」(東北大学文学部紀要一)
- (2) 平安遺文四、一六五二所収山口光圓氏本打聞集裏文書
- (3) 西岡虎之助氏『莊園史の研究』下ノ一「中世莊園における本家領家の支配組織」
- (4) 網野義彦氏「若狭国における莊園制の形成」(『莊園制と武家社会』)
- (5) この史料は、林屋辰三郎氏の御好意による。

(6) 大津の神人は、早く天喜二年(一〇五四)四月の祭礼のとき、日吉本社で山徒と争い、帰途唐崎で山徒数百人に討たれた事件に見えてくる。(國城寺伝記新宮社条) 永保元年(一〇八一)四月十四日付官宣旨によると、毎年四月十四日御興を唐崎に振り、日吉本宮に御供舞樂を奏したことが記されている。(日吉社群記所収日吉社伝記)

縁起によると、大津西浦松本の漁師田中恒世の子孫は、恒世の生地松本と膳所・馬場の地にひろがり、三十五家の地士として日吉の神事にあつた。その外、神家衆と称する十二家が膳所にあり、松本馬場の十九家と称するものともに祭事に奉仕した。(大津市史) 恒世の子孫は、粟の神供を調進するため、九十九浦の初穂の十分の一を支配したという、ただし後には例

祭の前七日の間、膳所の頭人の家に猿の紋の幕を張り、往来の商人あるいは湖水交易の船荷を征し、その荷物に応じて宝銭を取って、神供料とし、これを十分の一と名づけたという。(諸国図絵年中行事大成) 享徳四年(一四五四) 四月の祭礼には、大津の松本宿から大神神人が神を捧げて社頭に参ったところ、粟津の神人はこれと争い、矢を大神に立てたため、松本神人は祭の庭に参らず、粟津の神人だけが唐崎で神供を供進したので、松本宿で粟津の神人が召しとられた。(看聞御記) 大津の神人は、西浜と東浜の両所に居住し、園城寺の勢力圏内にありながら、山王日吉社の神人として活躍していたのである。なお耀天記には、「社頭正月行次第」には、三日に大津右方神人が行侍所に菓子を進じ、九日に大津の左方と高島の新六十人・本六十人の神人が勤めるとあるが、大津の右方左方は西浜と東浜に關係あるものと思われる。

(7) 『明月記』安貞三・三・二五

(8) 『百練抄』によると、嘉禄元年(一二三三) 八月、日吉社宮仕法師が大挙して、藤原隆衡の雜掌の冷泉烏丸第九に乱入した。

『政所賦銘引付』文明六・五・一九によると、日吉聖真子宮仕正崇は、当社左方公後見并内外御供差定職を永代行光宮仕に売却している。

(9) 経光卿記貞永元・五卷裏文書、ヒストリア三九・四〇、三浦圭一氏「中世における畿内の位置、渡辺惣官職を素材として」

(10) 近江坂田郡平方庄には早くから市が開かれ、廻船の津として知られていたが、この地の六莊村横田氏に伝わる文書に、保安二年六月一日付山門補任状なるものがある。もちろん偽文書であるが、保安元年園城寺との合戦に船軍として功があったため、山門から平方庄に諸商売八座を許され、諸国の関所の自由通行権をあたえられたが、平方は延暦三年、三条室町の諸商売の座をあたえられて、その代りとして、この住人が日吉大宮十禅師の例年の祭礼に神供として魚類一籠を社納したことが記されている。平方市庭の商人が日吉神人として活躍していたことが、この偽文書の中からも想像せられる。(横田文書)

三、日吉神物と出挙

延暦寺の山僧と日吉社の神人が、山門の權威をかりて高利貸(借上)として活躍したとき、常に利用したのは、日吉社領からの上分物であり、この上分物は略して日吉の神物とも言った。

阿部猛氏が紹介された文書であるが、(中世日本莊園史の研究) 保延二年(一一三六) 九月付の明法博士勘文案によると、日吉社大津左方の神人は、莊園からの上分米を預かり、これを神物と称して諸人に出挙し、返済を怠るときは、季節御祭

閑怠に及ぶとして、日吉社から朝廷に訴えさせた。貸出しの対象には受領層が多かったが、越前木田荘の住人や越中国庁官田堵等があり、高島の住人や物売四条女もまじっていた。(平安遺文五、二三五〇) 長寛元年(一一六三)五月二九日には、延暦寺の僧侶と日吉社の神民等が京中に入り、猥りに出挙物を誣責したので、これを搦め進むべき宣旨が出されている。(百練抄) 鎌倉時代になると、日吉神物の貸出された証文が数多く発見される。嘉元三年(一一三〇五)二月には、近江菟浦の村人八人が大浦荘との争いの訴訟費用として、日吉十禅師権現の彼岸上分物御用途百五拾貫文を、毎月の利子五文子、返済期限十一ヶ月の契約で借受けた。そして、もしこの錢の返済を怠るときは、彼岸物である以上、どの所領でも、市津でも、その債務に見あうものを質物にとられたいと申し出た。しかしこの返済は容易ではなかったらしく、またその催促も嚴重をきわめたいらしい。元徳三年(一一三三一)十二月には、隣三郎とその下人の虎王丸が日吉上分物催促のため菟浦に入部したとき、菟浦村人等がこれを殺害したので、建武元年十一月、山門東塔南谷無動寺の児童殊一丸がこれを訴えている。(菟浦文書) 正応四年(一二九一)九月にも、山門末寺紀伊国高野寺寺僧法心は、金剛峯寺の悪僧等数百人が、荒川荘内法心の住宅に押寄せ、日吉神物已下の資財物等をさがし取ったことを訴えている。これの別紙注文状には、「錢參拾伍貫文日吉大行事彼岸用途也、米廿一石五斗同彼岸米也」とあり、また「日吉上分物よりあい用途」とも記されている。(高野山文書又統宝簡集 三三六)

日吉上分物の貸出しは月利二分乃至五分という特別の低利となっている。これは、熊野神物その他の祠堂錢とほぼ共通の低利である。神仏の供料である上に、山門の公人・日吉の宮仕などの厳しい督促があったため、返済には苦しんだが、低利なだけに借り手も多かった。しかし低利が定着したのは、鎌倉末期であろうといわれている。⁽¹⁾

永仁元年(一二九三)十二月、年もせまって、醍醐の菩提寺も、日吉上分の錢八拾貫文を月毎に貫別七拾文で三月まで借り、質に菩提寺の田一町一反をおき、もし難渋すれば、山門の公人をもって誣責されたいと書いている。(醍醐寺文書) はるか九州の薩摩でも、比志島氏では、嘉禎二年(一二三六)十一月上総法橋榮尊が日吉上分稻五十束について、満家院の地頭後家の弁済方を守護の島津氏に依頼したところ、後家尼は大輔房沙汰として勸農させていた作毛を、上総法橋榮尊が刈取ったため、弁済することができなかったと陳弁し、その後も問題が続いている。(比志島文書) 五味克夫氏は、この後家尼は前満家院惣地頭代大輔房淨尊の後家尼であり、日吉神物は上総法橋の手許にあるもので、恐らくは比志島名内

に鎮守する山王社に名主が進納する稲であろうといわれている。⁽²⁾越前坪江荘でも、正和三年(一三二四)興福寺三十講米分二百三十貫を日吉の神物、四年には延暦寺の末寺平泉寺の神物から借り出している。(御講米等引付)日吉神人が地方にあつても、山門の末寺や日吉山王末社の神物を資金にして高利貸的活動をなしていたことが想像せられる。

南北朝の内乱以降も、この日吉上分物は山僧の手でさかんに貸出された。葛川明王院でも、その浄秀が、応永十九年(一四一二)九月、毎月六文の利子で、年内弁済の約束で、日吉上分物を借り、「もし無沙汰の事候はば、身が家をこおちめされ候へく候」と記している。(明王院文書四九二)山門関係ばかりでなく、享徳元年(一四五二)には、東寺公文所の法眼が日吉神物料足二十二貫四百文を借り、十二月中に太良荘の年貢で返弁している。⁽³⁾公家も武家も庶民も、容易にこれが借り出されたところに日吉神物が他よりも多額に広く融通され、しぜん金融界に占める地位の高かったことを察することができる。しかし、いっばんに室町中期以後は、各社寺の祠堂銭が出廻り、伊勢講・神明講の金が、日吉の神物に代つて多く利用されるようになった。

註

- (1) 伊奈健次氏、史淵三「中世に於ける社寺金融の特別低利率について」
- (2) 同 歴史学研究一一二、「鎌倉時代に於ける薩摩国御家人比志島氏の経済生活」、五味克夫氏「薩摩国御家人比志島氏について」(『鹿大史学』八)
- (3) 永享十一年(一四三九)には、東寺公文法橋が冷泉藏から四百五十貫文を貫別二十五文の利息を加えて借りている。この冷泉藏は山僧であるから、これも日吉神物であるかも知れない。山僧と日吉神物の貸出しとは切りはなすことのできない密接な関係をもっているのである。